

もりおか子育て応援プラザ運営事業実施要領

第 1 開設の趣旨

もりおか子育て応援プラザは、「盛岡市こども計画」の基本目標の一つ「地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり」に基づき設置するものであり、「こども」をキーワードに市民、地域活動団体・市民活動団体及び企業等が連携、交流できる場を創出することにより、社会全体でこども・子育て支援に参画するまちづくりの実現を目指すものである。

第 2 施設の名称

(1) 名称

もりおか子育て応援プラザ

(2) 愛称

ma*mall (マモール)

第 3 設置場所

(1) 所在地

盛岡市大通一丁目 9 番 12 号 第 8 大通ビル 3 階

(2) 面積

・ 公共エリア	456.95 m ² (138.06 坪)
・ 民間事業エリア	107.61 m ² (32.51 坪)
・ 共有エリア	7.81 m ² (2.35 坪)
合計	572.37 m ² (172.92 坪)

第 4 開館時間・休館日

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

※公共エリアのみ。民間事業エリアは、運営事業者が別途定める。

(2) 休館日

日曜日（公共エリアのみ。民間事業エリアは運営事業者が別途定める。）

第 5 公共エリアの事業内容

(1) 室内遊び場

おおむね未就学児を対象とした遊び場とし、子どもが自由に遊べる環境を整える役割としてプレイリーダーを常駐させる。利用料は無料とする。

(2) 託児室

保護者のリフレッシュや買物など、理由を問わずに一時的に子どもを預かり保育を行う。対象年齢は、0～6 歳（未就学児）。本サービスは実費の範囲内で有償とし、利用料は、市と運営団体の協議により決定する。

(3) リラックスルーム

未就学児を養育する母親が、一時的に子どもと離れ、リフレッシュするための部屋。
本サービスは実費の範囲内で有償とし、利用料は、市と運営団体の協議により決定する。

(4) 授乳室

授乳やオムツ替えをするための部屋。利用料は、無料とする。

(5) 相談室

妊娠・出産・子育て等に関する相談を行うための部屋。必要に応じて、専門家の派遣を受け、法律相談、女性の就労相談・起業相談なども実施する。利用料は、無料とする。

(6) セミナールーム・イベントルーム

子育て中の市民が参加する子育てサークルの活動や市民団体・企業等が実施する子育て関連のイベント・セミナー等多目的に使用できる部屋。利用料は、原則として無料とする。

(7) 情報・交流コーナー

子育てサークルや市民団体・企業等が打合せや軽作業等に使用できるスペース。併せて子育てイベント情報等の掲示を行う。

(8) 運営方法

上記(1)から(7)までの業務運営及び施設管理は、公募プロポーザルにおいて選定された法人に業務を委託して行うものとする。

第6 民間事業エリア

(1) 事業者の要件

民間事業エリアでの事業の実施に伴い、こども・子育てにやさしい環境づくりに係る次の活動のうち、いずれか1つ以上の活動を行うこと。

ア 従業員を対象とする妊娠・育児と仕事の両立支援（フレックスタイムや在宅勤務の導入、男性育休取得の推進、公共エリアの事業との連携等）

イ こどもが健やかに成長するための活動（こどもの居場所づくり、体験活動等）

ウ その他こども・子育てにやさしい環境づくりに資する活動であると市長が認めるもの

(2) 賃借料

1坪当たり 6,600 円（消費税別）とし、別途賃貸借に係る契約を締結するものとする。